

# 「苅田北小学校安心ルール」

令和8年 4月

## ＜基本的な考え方＞

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。

○第1～2段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘘をつかない</li> <li>・ルールを守る</li> <li>・人に親切にする</li> <li>・勉強する</li> </ul>				
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業時間におくれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・からかう、ひやかす</li> <li>・無視する</li> <li>・物をかってに使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導を素直に聞かない</li> <li>・指導を無視する</li> <li>・反抗的な態度をとる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物を大切にしない</li> <li>・自分の机等に落書きをする</li> <li>・学校のものを使ってに使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・場合によっては家庭連絡</li> <li>・別室での個別指導</li> <li>・奉仕活動または学習課題</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のじゃまをする</li> <li>・授業に関係のない話をする</li> <li>・勝手に教室から出る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間外れにする</li> <li>・悪口、かげ口を言う</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> <li>・いやがることを無理やりさせる</li> <li>・暴力をふるう (ケガにつながらないもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・挑発的な態度をとる</li> <li>・バカにしたようなことを言う</li> <li>・攻撃的な態度をとる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のをこわす</li> <li>・夜に出歩く</li> <li>・カードやゲーム等で賭け事をする</li> <li>・火遊びをする</li> <li>・動物(鳥・犬・猫など)をいじめる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・家庭連絡</li> <li>・複数の教職員による個別指導</li> <li>・数日間の奉仕活動または学習課題</li> </ul>
<p>第2段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は関係諸機関や教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。</p> <p>学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかわる事案に関しても同様です。)</p>					